

令和元年 10 月

## 貯金規定の一部改正について

全銀稼働時間拡大、成年後見支援貯金の利用制限明示に伴い、「当座勘定規定」「当座勘定規定（専用約束手形口用）」「成年後見支援貯金に関する特約」を以下のとおり変更いたします。

## 【対象となる規定】

「当座勘定規定」「当座勘定規定（専用約束手形口用）」

## 【改定内容の一部抜粋】

全銀稼働時間拡大にともない、支払い範囲を明示。

以下の下線部を追加・変更しました。

**10.（支払の範囲）**

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 13 時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし 13 時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

## 【対象となる規定】

「成年後見支援貯金に関する特約」

## 【改定内容の一部抜粋】

ATM（現金自動貯払機）利用制限を明示。

以下の下線部を追加・変更しました。

**6.（ATM利用制限）**

この貯金口座は、口座開設店舗が管理する A T Mを利用した入金と記帳のみお取扱いが可能です。

※変更後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

※お問い合わせの際は各JAの窓口へお尋ねください。